



埼玉県報

第2193号

平成22年6月18日

金曜日

目次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター東松山事務所\)](#)
- [社会資本整備総合交付金（河川）工事（地下導水路工）に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [埼玉県広報映像資料デジタル化事業業務の随意契約の相手方に関する公示\(広聴広報課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [公文書の開示の実施状況の公表\(県政情報センター\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例による優良な映画の推奨\(青少年課\)](#)
- [（仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会
の中止\(環境政策課\)](#)
- [人間都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)

- [所在不明貸金業者の公告\(金融課\)](#)
- [障害者就業・生活支援センターの住所変更の告示\(就業支援課\)](#)
- [北河原土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [さいたま都市計画下水道の変更\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画武蔵浦和駅第3街区第一種市街地再開発事業の決定に係る図書の写しの縦覧\(市街地整備課\)](#)
- [越生町西和田・河原山土地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示\(建築安全課\)](#)
- [行政手続等電子化システム委託契約に係る落札者の公示\(会計課\)](#)
- [県道川越所沢線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越所沢線の供用開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道吉場安行東京線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [県道越谷鳩ヶ谷線の供用開始\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ファルスタッフ
- 三 代表者の氏名
山田 宗芸
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市飯塚一丁目十二番五十三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、市民に対し、コミュニティ促進に関する事業を行い、人々の共益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百六十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年六月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人越谷らるこ

三 代表者の氏名

増田 良枝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市千間台東一丁目二番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）本法人は、不登校の児童、生徒、高校中退者、自分に合った社会参加の形を探している若者のためのフリースクールの経営と、あらゆる年齢の人々の生涯学習の支援と、さまざまな不安を抱える人の相談および互助活動の場の提供と、学習者の自主的な学びを支援する制度の拡大を求める活動をおこない、もって公益に寄与することを目的とする。

（変更後）本法人は、不登校の児童、生徒、高校中退者、自分に合った社会参加の形を探している若者のためのフリースクールの経営と、あらゆる年齢の人々の生涯学習の支援と、さまざまな不安を抱える人の相談および互助活動の場の提供と、人権擁護の推進と福祉の増進のための活動および学習者の自主的な学びを支援する制度の拡大を求める活動をおこない、もって公益に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百七十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふれあいやまびこ会
- 三 代表者の氏名
上田 勝彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂六三三番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者等の地域住民に対し、福祉サービスを提供すること、地域の福祉向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百七十一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 工事概要等

(1) 工事名

社会資本整備総合交付金（河川）工事（地下導水路工）

(2) 工事場所

一級河川元荒川（大相模調整池） 埼玉県越谷市大成町地内

(3) 工期

契約確定の日から平成25年3月27日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 管きょ工

シールド掘進延長 L = 863.6m、泥土圧シールド工法、シールドマシン
外径 6,450mm

イ セグメント

コンクリートセグメント（内径 5,600mm、外径 6,300mm）、コンク
リート中詰め鋼製セグメント（内径 5,800mm、外径 6,300mm）

ウ 補助地盤改良（高圧噴射攪拌工法）

発進立坑坑口（改良径 2,500mm 5本）、到達立坑坑口（改良径
2,500mm 11本）

エ 仮設工

防音壁ほか 一式

(6) 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）により行う。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、システムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおりインターネットホームページに掲載する。

ア アドレス

<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

イ 掲載期間

平成22年6月18日（金）から平成22年8月3日（火）まで

2 落札者の決定方法

本件入札は、価格競争方式により落札者を決定する。

3 入札執行の日時等

入札執行の日時等は、次のとおりである。

なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成22年7月30日（金）午前9時から平成22年8月3日（火）午後5時まで

(2) 開札日時

平成22年8月4日（水）午前10時

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 単体企業（以下「単体」という。）又は2者若しくは3者による特定建設
工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）であること。

イ 特定企業体の場合、特定企業体における運営形態、各構成員の出資比率及
び代表構成員の選定については、埼玉県建設工事共同企業体取扱要綱による
こと。

ウ 単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件をすべて満たす
こと。

(7) 本件入札に係る複数の特定企業体の構成員（単体の場合にあっては、本
件入札に係る特定企業体の構成員）となっていないこと。

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

a 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に
該当する者

b 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」とい
う。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととさ
れた者

c 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが
なされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手
続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生
手続開始決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項再審査を受けて
いる者を除く。

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札
参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札
参加停止措置を受けていない者であること。

(イ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力
団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除
外措置を受けていない者であること。

- (オ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- (カ) 経常建設共同企業体でないこと。
- (キ) 平成20年度及び平成21年度に完成した埼玉県発注工事のうち土木工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

エ 単体又は特定企業体の各構成員は、土木工事業について、開札日から1年7か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受け、その総合評点が1,000点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記ウ(イ)ｃただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。

なお、官公需適格組合については、その総合評点を、平成21・22年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

(2) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員（以下「代表構成員等」という。）は、契約の締結日にかかわらず、平成12年4月1日から公告日までの間に、仕上がり内径3,000mm以上の密閉型機械式シールド工事を元請けとして完成させた実績を有すること。（特定企業体の構成員としての実績も可とする。）

(3) 配置予定技術者

ア 代表構成員等は、次に掲げる要件を満たす技術者を建設業法に従って本工事に専任で配置することができること。

(ア) 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有し、密閉型機械式シールド工事において全工期（準備期間及び後片付け期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者

(イ) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

イ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

なお、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

ウ 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理

技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、本工事の後片付け期間と他工事の準備期間である場合又は機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間である場合で、確実に本工事に配置可能なときは、この限りでない。

エ 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。

オ 配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。

5 入札参加資格の有無の確認

本件入札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添付して、システム又は郵送若しくは宅配便により提出すること。併せて、その他必要な資料（以下「添付資料」という。）を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けること。

なお、提出された添付資料は返却しない。

(1) 確認申請書、確認資料及び添付資料の提出先、提出受付期間及び提出部数

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743

イ 提出受付期間

平成22年6月21日（月）午前9時から平成22年7月9日（金）午後5時まで（この提出受付期間の終期日時を過ぎて到着した確認申請書、確認資料及び添付資料は無効とする。）

ウ 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可。）

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨はシステム（システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により平成22年7月22日（木）に、資格がない旨は電子メール及び電話により平成22年7月16日（金）にそれぞれ通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成22年7月28日（水）午後3時まで上記(1)アの提出先に郵送又は宅配便により書面を提出し、入札参

加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、システム（システムにより通知できない者にとっては、郵送等）により通知する。

- (4) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は、入札に参加することができない。

6 設計図書等

設計図面及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）はシステムにより開示する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又は郵送により提出すること。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

(2) 受付期間

平成22年7月2日（金）午前9時から午後3時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成22年7月7日（水）からシステム上に掲示する。システム上に掲示された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答する。

8 郵便入札

入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当

(2) 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(3) 提出期間

上記3(1)のとおり。

9 現場説明会

開催しない。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある

ときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじ引きを実施して落札者を決定する。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令に違反する行為を行ってはならない。

エ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者がした入札

(イ) 明らかに連合によると認められる入札

(ウ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札

(エ) 所定のものと異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札

(オ) 入札金額見積内訳書を提出しない者又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(カ) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札

イ 次のいずれかに該当する郵便入札は、無効とする。

(ア) 入札者の押印のない入札書による入札

- (イ) 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (ウ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (エ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (オ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (カ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (キ) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかった入札

11 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。また、調査対象者と契約を締結した場合は、下請業者との関係において適正な履行が行われているか追跡調査を行うものとする。）。

12 支払条件

(1) 前金払

する（その金額は、契約金額の40パーセント以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。）。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40パーセント以内とする。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その金額は、契約金額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。）。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

13 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

本件入札は入札ボンド制度の導入を試行するものであり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号又は第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）の100

分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書(以下「依頼書」という。)に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

また、依頼書に記入された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書によって納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

(ア) 提出先

〒343-0813 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番82号 埼玉県越谷県土整備事務所河川部河川担当 電話048-964-5224 ファクシミリ048-960-1530

(イ) 依頼書提出期間

平成22年6月18日(金)午前9時から平成22年7月30日(金)午後5時まで

ウ 納付期限

平成22年8月3日(火)

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

(ア) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743 ファクシミリ048-830-4915

(イ) 提出期限

平成22年8月3日(火)午後5時まで

オ 次に掲げる有価証券等を担保として持参(下記(ア) c にあつては、郵送又は宅配便)により提出することによって、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記(ア) c にあつては、保証金額)と同額とする。

(ア) 対象となる有価証券等

- a 利付国債
- b 埼玉県債

c 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

(1) 提出先

上記(ア) a 及び(ア) b については、13(2)イ(ア)の提出先に、上記(ア) c については、13(2)エ(ア)に示す提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

なお、上記(ア) c については電話で着信確認を行うこと。

(ウ) 提出期限

平成22年8月3日（火）午後5時まで

カ 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送又は宅配便により上記エ(ア)の提出先に同(イ)に示す期限までに提出した者

(イ) 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は宅配便により上記エ(ア)の提出先に同(イ)に示す期限までに提出した者

キ 落札者以外の者が納付した入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記入した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金を還付しない。

また、落札者に係る入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

ク 入札保証又は入札保証保険の期間は以下の期間を含むこと。

入札書提出日から平成22年11月30日まで

(3) 契約保証金

本工事における契約保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第81条第2項第3号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。

ア 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（ウ)にあっては、保証金額）と同額とする。

- (ア) 利付国債
- (イ) 埼玉県債
- (ウ) 銀行等又は保証事業会社の契約保証証書

ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

- (ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した者
- (イ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と、埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、当該契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がある責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金を還付しない。

- (4) 手続における交渉の有無

無

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 仮契約の締結

本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものであるため、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置又は埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱第3条の規定による入札参加除外措置を受けた者は、本契約を締結することができない（契約辞退を申し出るものとする。）。

- (7) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

- (8) この公告に関する問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課大規模工事担当 電話048-830-2743 ファクシミリ048-830-4915

14 Summary

- (1) Nature of Services Required

Construction of an underground driving channel subsidized by the Social Capital Improvement Grant for River Works.

- (2) Deadline for Submissions

By electronic bidding system and registered mail: between

9:00 am, Friday, July 30 and 5:00 pm, Tuesday, August 3 , 2010.

(3) Contact Information

Bidding Enforcement Division (Large Scale Construction),
General Affairs

Department, Saitama Prefectural Government

Takasago 3 -15- 1 , Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2743

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県広報映像資料デジタル化事業業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年 4 月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木 3 丁目12番63号
- 5 契約金額
45,486,643円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第八百七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人よのコミュニティサポート
- 三 代表者の氏名
徳永 茂
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市中央区上落合四丁目二番六号シャンハイツ北与野一〇二号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、さいたま市中央区を主たる活動場所とする非営利団体や個人に対し、コミュニティ活動活性化のための支援、社会教育活動の研究・実践に関する事業を行い、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人山吹の里多世代交流支援クラブ
- 三 代表者の氏名
大塚 勇
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市岩槻区本町三丁目一九番一七 二号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、岩槻区内の乳幼児及び青少年・高齢者等に対し、ふれあいと安全で安心な生活が営まれるよう最善な英知を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バトンタッチにつぼん
- 三 代表者の氏名
岡本 紀亨
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市浦和区常盤一丁目五番二二号一三〇二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、人口の流失と後継者不足に悩む地方と未来の日本を担おうとする意欲のある人々に対してウェブサイトを通じて情報を提供することにより、地域産業の振興と地域社会の活性化を図り、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百七十六号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十二条の規定により、平成二十一年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

請求及び申出の受付件数及び処理件数

実施機関	受付区分	受付件数			平成21年度処理件数					平成22年3月末現在未処理件数
		平成21年度受付件数	前年度からの繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	取下げ	計	
知事	請求	10,956	172	11,128	2,761	7,812	354	68	10,995	133
	申出	3	0	3	2	1	0	0	3	0
	計	10,959	172	11,131	2,763	7,813	354	68	10,998	133
教育委員会	請求	265	60	325	80	132	59	37	308	17
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	265	60	325	80	132	59	37	308	17
選挙管理委員会	請求	770	0	770	98	473	199	0	770	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	770	0	770	98	473	199	0	770	0

人事委員会	請求	30	0	30	15	12	0	3	30	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	30	0	30	15	12	0	3	30	0
監査委員	請求	40	0	40	1	38	1	0	40	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	40	0	40	1	38	1	0	40	0
労働委員会	請求	4	0	4	4	0	0	0	4	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	0	4	4	0	0	0	4	0
収用委員会	請求	5	0	5	2	0	3	0	5	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	5	0	5	2	0	3	0	5	0

内水面漁場 管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	請求	178	0	178	9	167	2	0	178	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	178	0	178	9	167	2	0	178	0
病院事業 管理者	請求	64	0	64	10	43	10	1	64	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	64	0	64	10	43	10	1	64	0
公安委員会	請求	6	6	12	1	3	7	1	12	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6	6	12	1	3	7	1	12	0

警察本部長	請求	1,534	39	1,573	151	1,340	79	3	1,573	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1,534	39	1,573	151	1,340	79	3	1,573	0
合計	請求	13,852	277	14,129	3,132	10,020	714	113	13,979	150
	申出	3	0	3	2	1	0	0	3	0
	計	13,855	277	14,132	3,134	10,021	714	113	13,982	150

注1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第7条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第21条第1項に規定するものからの申出をいう。

注2 件数は、公文書の件数である。

告示

埼玉県告示第八百七十七号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定により、青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められる映画として、次の通り推奨する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上田清司

六十七	推奨番号		
育子からの手紙	題名		
株式会社フィ ルム・クレッセ ント	製作者等		
「生きる」ことへの希望や明日への夢をあきらめなかった主人公の生き方は、青少年の豊かな人間性の涵養に資する作品である。	推奨理由		

告 示

埼玉県告示第八百七十八号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、平成二十二年埼玉県告示第八百六号（仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

（仮称）久喜都市計画事業清久工業団地周辺土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 事業者の氏名及び住所（都市計画決定権者の名称）

久喜市長 田中 暄二

埼玉県久喜市下早見八十五番地三

三 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第八百七十九号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール埼玉大井

ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目百七十五番地一 外七筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）大井町ショッピングセンター

入間郡大井町西鶴ヶ岡一丁目百七十五番地一 外七筆

（変更後）ビバモール埼玉大井

ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目百七十五番地一 外七筆

ハ 変更年月日

平成十六年十一月十三日 他

ニ 届出年月日

平成二十二年六月三日

二 縦覧期間

平成二十二年六月十八日から平成二十二年十月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年六月十八日から平成二十二年十月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第八百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール埼玉大井

ふじみ野市西鶴ヶ岡一丁目百七十五番地一 外七筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時から午後九時

（変更後）午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三十分から午後九時三十分（駐車場一他）

午前七時三十分から午前〇時三十分（駐車場三）

（変更後）午前六時三十分から午後九時三十分（駐車場一他）

午前六時三十分から午前〇時三十分（駐車場三）

ハ 変更年月日

平成二十二年七月一日

二 届出年月日

平成二十二年六月三日

ニ 縦覧期間

平成二十二年六月十八日から平成二十二年十月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年六月十八日から平成二十二年十月十八日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第八百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム鴻巣店

鴻巣市大字箕田千七百七十一 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時から午後九時

（変更後）午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前六時三十分から午後九時三十分

ハ 変更年月日

平成二十二年七月一日

二 届出年月日

平成二十二年六月三日

ニ 縦覧期間

平成二十二年六月十八日から平成二十二年十月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年六月十八日から平成二十二年十月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第八百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパービバホーム加須店

加須市下高柳一丁目七番

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前八時から午後九時

（変更後）午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前七時三十分から午後九時三十分（街区口駐車場）

（変更後）午前六時三十分から午後九時三十分（街区口駐車場）

ハ 変更年月日

平成二十二年七月一日

二 届出年月日

平成二十二年六月三日

二 縦覧期間

平成二十二年六月十八日から平成二十二年十月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年六月十八日から平成二十二年十月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告示

埼玉県告示第八百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークマート新幸手店

幸手市天神島一丁目四十番の一外六筆

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

小島繁

幸手市緑台一丁目八十番九号

田沼博行 成年後見人 田沼善之

幸手市緑台一丁目八十番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヨークマート 代表取締役 川上達郎

東京都千代田区二番町八番地八

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年二月八日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

三千二十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一八〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一二〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社ヨークマート 午前九時から午後十一時

未定

午前九時から午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年六月七日

二 縦覧期間

平成二十二年六月十八日から平成二十二年十月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年六月十八日から平成二十二年十月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第八百八十五号

次の貸金業者については、その営業所の所在地を確知できないため、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の六第一項第一号の規定により、公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても申出がないときは、同条の規定により、貸金業者の登録を取り消す。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 商号又は名称

アミス

二 氏名

李 塚明（荒川 塚明）

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県行田市南河原八三七番地七

四 登録番号

埼玉県知事（二）第〇三七九六号

五 登録年月日

平成二十年五月九日

告示

埼玉県告示第八百八十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第三十五条において準用する同法第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターの住所の変更の届出があつたので、同法第三十五条において準用する同法第二十七条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前の住所	変更後の住所	変更年月日
社会福祉法人 草加市社会福祉事業団	住所	草加市手代町 千九番地一	草加市柿木町 千百五番地二	平成二十二年 六月十四日

告 示

埼玉県告示第八百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十二年六月十五日認可した。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

北河原土地改良区

二 事務所所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第八百八十八号

さいたま市長からさいたま都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百八十九号

さいたま市からさいたま都市計画武蔵浦和駅第3街区第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により
土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

越生町西和田・河原山土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成四年十一月十七日から

平成二十五年三月三十一日まで

三 施行地区

入間郡越生町大字越生字河原、大字西和田字西尾崎、字尾崎前、字欠田、字大
利及び字荒神前の各一部

四 事務所の所在地

入間郡越生町大字越生九百番地二
越生町役場内

五 設立認可の年月日

平成四年十一月十七日

六 変更認可の年月日

平成二十二年六月十八日

告示

埼玉県告示第八百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上田清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

東京都千代田区二番町八番地八

株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役社長 亀井 淳

ロ 敷地の位置

桶川市赤堀二丁目六番

ハ 建築物の用途

倉庫、物品販売業を営む店舗

ニ 意見の聴取の期日

平成二十二年六月二十四日（木）

午後四時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

桶川市大字加納七百五十九番地

加納北部自治会集会所

告 示

埼玉県告示第八百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

行政手続等電子化システム委託業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3

丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成22年4月16日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 落札金額

38,850,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年3月2日

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年六月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 池 田 秀 生

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで	所沢市寿町五二八番二二地先 から同市寿町五二〇番三 地先	区 間
一四・六〇 一四・七〇	一三・五〇 一三・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三六・五〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年六月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長

池 田 秀 生

路 線 名	県道川越所沢線
供用開始の区間	所沢市寿町五二八番二二地先から同市寿町五二〇番三三地先まで
供用開始の期日	平成二十二年六月十八日
備 考	延長三十六・五〇メートル

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年六月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

<p>吉場安行東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市谷塚上町字東沼田六九番五地先 から同市谷塚上町字東沼田六二番一 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年六月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十年一月二十二日付け 埼玉県越谷県土整備事務所長 告示第一号で変更した区域の 供用開始である。 延長七五・〇〇メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十二年六月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

<p>越谷鳩ヶ谷線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市大字長栄町字大沼一 三三番一 地先から同市大字新栄町字川戸沼添五 九番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十二年六月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十一年五月二十九日付 け埼玉県越谷県土整備事務所 長告示第二十四号で変更した 区域の供用開始である。 延長五四七・四メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年五月二十六日

指令川建セ 第二一〇一七六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年六月十日

第二二〇〇二七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字大蔵字西ノ原八四四番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字大蔵八四三番地

玉木 秀延

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十年十一月二十一日

指令東整第二〇〇〇八七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年六月十一日

川建セ第二二〇〇二八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字角山字中池田六四一七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡小川町大字小川三四八一

原 圭

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十二年五月二十四日

指令川建セ第二二〇〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年六月十四日

川建セ第二二〇〇二九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字和名字丸山五一 四、五二一 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市六軒町四番地八

松崎 大輔

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年四月二十一日

指令川建セ第二一〇一七七〇号

二 検査済証番号

平成二十二年六月十五日

川建セ第二二〇〇三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字小用字松原六〇八一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町月の輪三一―八一九

ヴィオレッタB棟102

松本 拓也

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十二年六月七日

指令越建セ第二一〇〇二六一号

二 検査済証番号

平成二十二年六月十一日

越建セ第八七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下高野字出戸三六一―四、三六一―五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字下高野三六一―一

栗原 麻樹代

告 示

埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年六月十八日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年六月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十二年六月定例会提出予定案件について

ロ その他